午前１０時００分　開会

傍聴人４名を許可

議　長　挨　拶

１　追加議案について（資料１）
【中村委員長】　市側に説明を求める。
　※総務部長から、資料１に基づき説明。
【中村委員長】　説明のとおりでどうか。
【石田委員】　一般会計補正予算第７号について、追加議案とするのはいつ頃決まったのか。
【総務課長】　詳細は後ほど説明させていただきたい。
【石田委員】　手数料条例の一部を改正する条例について、マイナンバーとの絡みはあるか。
【総務課長】　マイナンバーとも運用上の絡みはあるが、戸籍電子証明書提供用識別符号がマイナンバーとイコールではない。
【石田委員】　本件についても後ほど説明はあるのか。
【総務課長】　そのとおりである。
【中村委員長】　ほかに何かあるか。

全　員　了　承

【中村委員長】　これで市側職員は退席する。

（総務部長、総務課長　退席）

【中村委員長】　今後の流れについて、事務局に説明を求める。
【議事係長】　本件については、明日１４日の本会議において、一般質問の前に、日程第４、第５として上程され、市長の提案説明の後、議長により委員会付託が行われる見込みである。内容的に総務常任委員会、厚生常任委員会に付託される見込みである。なお、明日の本会議の日程第１から日程第３までの内容については、本日、この後の日程で協議予定である。今後の流れを説明すると、１２月１９日（火）午前９時から開催予定の各派代表者会及び本委員会の後に、まず厚生常任委員会、次に総務常任委員会の順に開催となる見込みである。開催時刻のおおよその目途であるが、午後１時から厚生常任委員会、午後２時から総務常任委員会の開催を見込んでいるが、前後の委員会の状況等により、それぞれ開催時刻は変わってくる。また、本会議最終日の委員長報告について、通常は委員長が会議録を確認の上、委員長報告を作成しているが、今回は急遽２つの委員会の開催が決定される見込みであり、時間的に詳細な会議録の作成が困難であることから、令和３年の９月定例会同様、追加で開催する委員会の委員長報告については、質疑答弁の部分はやむを得ず割愛し、従前どおり、結果のみを報告する対応とさせていただきたい。なお、討論があった場合には、その内容も報告させていただく。また、会議録は、通常どおり、速記者が委員会に入り、後日作成するので、委員会中の質疑答弁について、市民が内容を確認できることは、通常どおり変わらない。以上について、御承知おきい

ただくとともに、所属会派の議員、特に総務常任委員会、厚生常任委員会の委員へ、１２月１９日（火）は、終日、日程を確保していただくよう、周知をお願いするものである。
【中村委員長】　説明のとおりでどうか。

全　員　了　承

【中村委員長】　それでは、そのようにお願いする。

２　選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について（資料２）
【中村委員長】　事務局に説明を求める。
【議事係長】　前回１１月２０日の本委員会において、本日１２月１３日に詳細を説明するとしていた件である。資料２に記載されている方々を候補者として、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を明日１４日の本会議においてお願いしたい、そして、その選挙の方法は指名推選でお願いしたいというものである。明日は、本会議開会後、日程第２として、委員の選挙を指名推選で、続いて日程第３で補充員の選挙を指名推選で行っていただきたい。なお、日程第１の内容については、この後、協議予定である。指名推選とは、選挙の方法の一つで、指名した方を当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、議員全員が同意した場合に、指名した方を当選人とするものである。あわせて、補充員については補充順序も決定する必要があるので、その順序は、資料のとおりでお願いしたいというものである。なお、選挙であるので、資料２は、当日、議場には配付しないことを、あらかじめ申し添える。また、地方自治法第１８２条第５項に「委員又は補充員は、それぞれその中の二人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなってはならない。」との規定があり、事務局職員が、候補者の自宅を訪問するなどし、所属政党等の申出書に記入の上、提出いただいており、同規定に違反しないことを確認している。
【中村委員長】　説明のとおりでどうか。

全　員　了　承

【中村委員長】　それでは、そのようにお願いする。

３　議会運営について
（１）一般質問者数の割り振りについて
【中村委員長】　事務局に説明を求める。
【事務局長】　一般質問者数の割り振りについてであるが、今定例会では、２４名の議員の質問が予定されている。１２月１４日（木）８名、１２月１５日（金）８名、１２月１８日（月）８名の割り振りを予定している。
【中村委員長】　説明のとおりでどうか。

全　員　了　承

【中村委員長】　それでは、そのようにお願いする。

傍聴人１名を許可

（２）会計管理者の出席について
【中村委員長】　事務局に説明を求める。
【議事係長】　一般質問１日目に当たる１２月１４日（木）の福本隆史議員への答弁者として、会計管理者を出席させていただきたいとの申入れが市側からあったので、御承知おきいただくとともに、所属会派の議員への周知をお願いする。
【石田委員】　どういう必要性があるのか。
【議事係長】　一般質問１日目の福本隆史議員の答弁者として、会計に関わる質問がなされるため、会計管理者が答弁させていただきたいというもので、通常、会計管理者は本会議には出席していないので、出席をお願いしたいという内容である。
【中村委員長】　説明のとおりでどうか。

全　員　了　承

【中村委員長】　それでは、そのようにお願いする。

（３）一括討論、一括採決の取り扱いについて
【中村委員長】　事務局に説明を求める。
【議事係長】　１２月２１日の本会議最終日における陳情について、一括討論、一括採決の扱いでお願いしたいものがあるという内容である。具体的には、陳情第５－２２号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書と、陳情第５－２３号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書、以上２件について、同一趣旨であることから、一括討論、一括採決の扱いでお願いしたい。この２件の陳情については、１１月３０日の文教市民経済常任委員会において、全会一致で一括議題とされ審査された後、採決が行われ、２件とも全員賛成で原案のとおり可決された状況である。本件については、本日は各会派にお持ち帰りいただき、次回の本委員会で協議、決定をお願いする。併せて道路議案について説明する。これまで道路議案は、全ての議案が全員賛成の状態が続いてきたことから、議員からの提案を受け、平成２５年の第４回定例会以降、一括討論、一括採決で行われてきたが、今定例会では、環境建設常任委員会での審査において、全員賛成とならない議案があったため、従前とは異なり、一件ずつ順番に、討論、採決となる。２期目以上の議員にとっては、道路議案の採決がこれまでとは異なる運営となるので、あらかじめ御承知おきいただくとともに、所属会派の議員への周知をお願いする。
【中村委員長】　道路議案の採決については、説明のとおりにお願いする。陳情書の一括採決の件は、次回に協議することでよいか。

全　員　了　承

【中村委員長】　それでは、そのようにお願いする。

４　意見書、決議（案）について（資料３）
（１）陳情等によるもの
①年末年始における航空機の飛行自粛を求める決議（案）
②国に私学助成の拡充を求める意見書（案）
③神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書（案）
（２）会派から提出されたもの
①パレスチナ自治区ガザ地区における平和の実現を求める決議（案）
【中村委員長】　事務局に説明を求める。
【議事係長】　４件の意見書・決議（案）が提出されている。（１）－①は１２月５日の基地対策特別委員会で決議する旨が合意されたことに基づいて提出されたものである。（１）－②、③は１１月３０日の文教市民経済常任委員会で、陳情第５－２２号及び第５－２３号が、全員賛成で採択されたことにより、提出されたものである。次に（２）－①は、自民党・新政クラブから提出されたものである。（２）－①については、既に１２月４日、総務常任委員会の日の正午までに議長に提出され、各会派に事前配付している。本件は、議長からの依頼として、緊急性があるため、昨年の「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議」のときと同様、本日の本委員会で協議できるよう、あらかじめ会派としての考えをまとめていただいた上で、出席いただきたいと依頼されているものである。このため、（２）－①については、本日、内容の説明や意見等をいただき、修文の有無、提出者・賛成者の決定をお願いする。
【中村委員長】　内容は説明させたとおりである。まず、（１）－①から③までについて、各委員から意見等はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【中村委員長】　次に、（２）－①については、緊急性があるため、本日の本委員会までに、各会派の考えをまとめてきていただきたいと議長から依頼されている案件であるが、まず提出会派に説明をお願いし、続いて各委員から意見等を受け、本日、修文の有無、提出者・賛成者の決定に至れば、明日の本会議に上程することでよいか。

全　員　了　承

【井上委員】　「パレスチナ自治区ガザ地区における平和の実現を求める決議」の文案はお手元に配付したとおりである。昨年の「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議」は、基地対策特別委員会の後に本委員会が開催されたため、そこで提案できたが、今回は本委員会の開催がなかった。また、綾瀬市議会等の他市議会と文言を合わせるなどの調整をしていた。緊急性があるだろうということでなるべく早く可決したいと考え提案した。
【石田委員】　今回、国に対して意見書を提出してほしいという内容で同趣旨の請願が出ていたが、とどめの動議が出て、この決議のようになっていると思う。市民の方から請願権の問題や、どのように考えているのかという意見をいただいている。今回の流れに関して自民党・新政クラブとしてどのように受け止めているのか説明をお願いしたい。
【井上委員】　総務常任委員会のときも我が会派の委員が説明したと思うが、地方自治法第９９条に

照らし合わせたときに、そぐわないのではないかという判断である。ただ、内容としては非常にゆゆしき問題であるので、国に対して意見書を提出するというよりは、他の市議会と歩調を合わせて意思表明としての決議のほうが合っているのではないかという判断である。

【石田委員】　請願権は憲法に定めがあり、請願法第５条には、「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。」という強い表現になっている。続く第６条では、請願者が請願をしたことによっていかなる差別も受けないことが定められており、仮に官公署が請願書に対して、破棄などの対応を取ったり、請願者に差別的な対応をした際には違反に問われる可能性がある。今回の請願にとどめの動議を出したのは、地方自治法第９９条に基づく意見書提出が当該普通地方公共団体の公益に関する内容でなければならないということであった。総務常任委員会で福本委員も請願の内容、意見陳述の内容ともに賛同すると明言されていたので、今回の決議につながったと私は捉えているが、過去に外交問題に関して、「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書」は、今の自民党・新政クラブの前身である新政クラブから提案されている。また尖閣の問題やＴＰＰ、北朝鮮による核ミサイルの脅威に関しても提出されている。今回の請願に関して厚木基地との絡みも考えられたのに、なぜ排除されたのか説明がつかないと思う。差別的な扱いをしてはならないことに関して、問題ではないかと考えている。この辺に関して自民党・新政クラブは問題はないと捉えているか。

【井上委員】　請願権も大事なことであると思うし、地方自治法第９９条も大事だと思う。今回の場合は特に厚木基地を抱えている綾瀬市と文言調整をした。そちらのほうがより有効ではないかと判断した。

【石田委員】　請願にとどめの動議を出すことは重いことだと思っている。もし、とどめの動議を出すのであれば差別的な内容や、人権問題に関わるような場合には認められるような趣旨の表現もあるが、今回は内容も賛同できて、地方自治法第９９条に基づく意見書提出に関してはこれまでも国際問題を扱ってきていることからその線が定まっていない。今後は慎重にとどめの動議は行っていただきたいと思うが、いかがか。

【井上委員】　いつも慎重に判断している。

【中村委員長】　（２）－①について、修文の有無を確認したい。

【石田委員】　請願が最大限尊重されなければならないと考える。大きなポイントになるのは、「即時停戦」という文言である。決議には人道支援に関しては書いてあるが、「即時停戦」の文言がなく、国際法に基づき、事態の早期鎮静化を求める内容になっている。最近、日本政府も国連で「即時停戦」が書き込まれた決議に対して賛同の立場を取っていることから、自民党・新政クラブとしても「即時停戦」の文言を入れることに関しては問題ないと思う。修文に関してはいかがか。

【井上委員】　どこの部分をどのように変えるのか。

【石田委員】　一番下の段落の「国際法に基づき、実態の早期鎮静化と人道状況の回復を図ることを強く求める。」を「即時停戦と人道状況の回復を図ることを強く求める。」という内容にすれば、請願の求めた部分に重なるのではないかと思う。「事態の早期鎮静化」を残したまま、「即時停戦」を加えることでもいい。

【井上委員】　全会一致になるのであれば受け入れる。

【堀口委員】　今の修文について、請願者の思いを強く受けるべきだと思うし、「事態の早期鎮静化」という曖昧な表現ではなくて、「即時停戦」としたほうがより決議の内容としてよいと思う。

【町田（零）委員】　自民党・新政クラブに確認であるが、緊急性の扱いの論拠が綾瀬市議会等との

歩調を合わせるための文言調整を図ったのが理由になっているが、ここで修文をかけてしまうと綾瀬市議会等と再度調整が必要になるのではないか。その時間的猶予は大丈夫か。修文内容はよいと思うが、修文することによってそごが起きるのであれば、緊急性という担保が取れなくなる。修文ができるのであれば緊急性はないことになってしまう。その辺りはどの程度考えているのか。石田委員が紹介議員になった請願があったから提案されたのであれば、請願者の意向は最大限尊重されるべきと思うので、石田委員の修文は通ってしかるべきと思う。

【井上委員】　調整しているので、本来であれば修文しないほうがよいが、全会一致になることのほうが大事だと思っているので、そこは最大限に譲歩しようと思っている。その旨も他議会には説明するつもりである。また、本決議は請願がなくても提案していた。

【町田（零）委員】　そうすると、石田委員と堀口委員が言っている請願者の意向を最大限酌むべきということが成り立たなくなり、修文の理由が弱いと思う。それをおいても「即時停戦」を入れるのがよいか。自民党・新政クラブは請願と関係なく決議をすると言っているのに、石田委員と堀口委員は請願者の意向を酌むべきと言っているので、そこのそごだけ合わせてもらえればと思う。

【石田委員】　総務常任委員会で、自民党・新政クラブの福本委員がとどめの動議を出すときに、請願と意見陳述の内容に全面的に賛同し、胸を痛めていると発言していたと思う。そういった経緯で動議を行ったので、請願の内容を尊重しなければならないことは変わらないと私は捉えている。

【金原委員】　最近、国連で即時停戦を求める決議案が出されて、拒否権を行使されて通らなかった。国連での形を重く見なければいけないと思うので「事態の早期鎮静化」の表現も大事ではないかと思う。

【井上委員】　繰り返しになるが、基本的にはこのままの文言でよいと思っているが、大和市議会としての意思を示すのに、文言の追加をすることで全会一致できるのであればそのことを優先する。

【石田委員】　金原委員から、「事態の早期鎮静化」という文言も大事ではないかという発言があったが、「即時停戦」と「事態の早期鎮静化」を並列して書くようにすれば、双方の意見が取れて全会一致できるのではないかと思うがどうか。

【金原委員】　全会一致するのであれば併記でもよいと思う。

【中村委員長】　「事態の早期鎮静化」と「即時停戦」を併記することでよいか。

【石田委員】　併記でよいと思う。

【布瀬委員】　同じような意味合いで併記するのであれば、「事態の早期鎮静化」という曖昧な表現よりも「即時停戦」だけでよい。

【石田委員】　即時停戦しても、非常にすさんだ状況があると思うので、「即時停戦」という文言を入れた上で、「事態の早期鎮静化」という文言が入っているのは、悪いことではないと思う。

【布瀬委員】　休戦しても結局すぐに再開されたということもあるので、そういったことがある中では、「即時停戦」しかないという意味で併記は必要ないと思うが、全会一致の方向性になるのであれば併記でもよいと思う。

【町田（零）委員】　イスラエルとハマスは、国家対国家の戦いではないので、戦争ではないという論拠がある。もう一点、「事態の早期鎮静化」と「即時停戦」の大きな違いは、「事態の早期鎮静化」は国際関係上、ハマスが全滅することを含んでいる。アメリカが完全勝利することによって事態が早期に鎮静化することを含んでいる。アメリカは「即時停戦」とはハマスが残るのでハマスを利するという理解から「即時停戦」に対して拒否権を発動している。両論併記と石田委員が言っているのは非常に意味が重く、アメリカが完全に勝利することも含めた両論併記になることを理解した上でどうか

である。「事態の早期鎮静化」を「即時停戦」に変えるのか、それとも「即時停戦あるいは事態の早期鎮静化」という両論併記にするかを踏まえた上で、「事態の早期鎮静化」を「即時停戦」に変えたほうが、議会として出す決議としては文言を正確に理解しているし、意味合いも間違いないと思う。私としては「事態の早期鎮静化」を「即時停戦」に変える当初の石田委員の提案が理屈としてはすっきりすると思う。提案者の自民党・新政クラブは綾瀬市議会等との調整も行ってくれるということなので、間に合うのであればそちらで合意したほうがメッセージとしては正しく伝わると思う。

【石田委員】　私としては当初の提案が一番よいが、一方で「事態の早期鎮静化」がハマスの全滅を含むかについては、本市議会が含んでないと捉えればよいことだと思う。人道的支援やそこにいる人たちが安心して暮らせる状況をつくっていく意味と捉えている。全会一致でまとまることが決議の効果を高めることにつながると思う。

【中村委員長】　修文の文章を通しでお願いしたい。

【石田委員】　今は候補が２つあるが、当初提案した修文は、一番下の段落について「大和市議会は、これ以上、人道危機が悪化しないよう、即時停戦と人道状況の回復を図ることを強く求める。」である。もし、併記するのであれば、「大和市議会は、これ以上、人道危機が悪化しないよう、事態の早期鎮静化、即時停戦及び人道状況の回復を図ることを強く求める。」である。配慮したのは、まだ国連で、即時停戦に関しての決議が行われていないので、「即時停戦」の文言を入れる場合には「国際法に基づき」を入れることは少し慎重になったほうがよいと思ったので、「国際法に基づき」を削除した。

【中村委員長】　ほかに意見はあるか。

【石田委員】　私の論拠から言えば、先に「即時停戦」を持ってきて、次に人道状況を持ってきて、最後により広範な範囲をフォローする「事態の早期鎮静化」を持ってきたほうが綺麗にまとまると思う。

【町田（零）委員】　「大和市議会は、これ以上、人道危機が悪化しないよう、即時停戦と人道状況の回復、事態の早期鎮静化を図ることを強く求める。」というのが石田委員の修文案であると思う。

【中村委員長】　今の修文案について、提案者の自民党・新政クラブはどうか。

【井上委員】　全会一致できるのであれば修文案を受け入れる。

【中村委員長】　ほかに修文はないようなので、会派ごとに賛否を確認したい。

【金原委員】　公明党は賛成である。

【町田（零）委員】　自由クラブも賛成である。

【堀口委員】　日本共産党も賛成である。

【布瀬委員】　神奈川ネットワーク運動も賛成である。

【石田委員】　虹の会も賛成である。

【北島委員】　立憲民主党も賛成である。

【中村委員長】　事務局に説明を求める。

【議事係長】　文案は、一番下の段落を「大和市議会は、これ以上、人道危機が悪化しないよう、即時停戦と人道状況の回復、事態の早期鎮静化を図ることを強く求める。」と修文し、自民党・新政クラブが提案されているので、提出者は自民党・新政クラブ、賛成者はその他の会派でお願いしたい。

【中村委員長】　説明のとおりでどうか。

全　員　了　承

【中村委員長】　それでは、そのようにお願いする。
今後の流れについて、事務局に説明を求める。
【議事係長】　（２）－①「パレスチナ自治区ガザ地区における平和の実現を求める決議」については、緊急の案件として、明日、１４日の本会議の冒頭で、議員提出議案として上程し、審議・採決が行われることとなる。明日の本会議では、本件を日程第１とし、続いて日程第２として、選挙管理委員会委員の選挙、続いて日程第３として選挙管理委員会委員補充員の選挙、続いて日程第４、第５として市側の追加議案の上程となり、その後、日程第６として一般質問という流れとなる。（１）－①から③までの意見書・決議案については、本日は、各会派にお持ち帰りいただき、次回１２月１９日（火）の本委員会で内容、提出者等をまとめあげていただくことになるので、御承知おき願うものである。
【中村委員長】　以上のとおりでどうか。

全　員　了　承

【中村委員長】　それでは、そのようにお願いする。

５　委員外議員について（資料４－１、４－２、４－３）
【中村委員長】　前回の本委員会で各会派に持ち帰っていただいた。資料４－２、４－３は前回の本委員会で配付したのと同じもので、委員各位にはこの資料に目を通していただいた上で、本日の本委員会に臨んでいただきたい旨、委員長としてお願いしたところであるが、特に４－２は、文字が小さくて読むのが大変なこと、また議員各位もお忙しいこともあって、委員長に対して「資料の内容をもう少しまとめてもらえないか」などの意見も寄せられたことから、資料４－２について、県内１８市議会ごとの本市議会との相違点に絞った資料の作成を事務局に依頼し作成されたものが、資料４－１である。本資料について、事務局に説明を求める。
【事務局次長】　資料４－１の内容に入る前に、委員長の指示により概要を説明させていただきたい。各市とも、委員外議員の出席や発言については、制度としては存在している市が多いものの、様々な申合せがあることが判明したもので、次のような調査結果となった。「委員外議員の出席や発言を事前申請による許可制としている」、「委員外議員という位置づけはなく、傍聴議員として扱っている」、「委員外議員の発言は説明と意見のみで質疑はできない」、「委員外議員は議案、請願等の審査に参加できない」、「委員外議員から発言の申出があった場合は先に内容を確認してから委員に許否を諮る」、「委員外議員の出席を認めているのは議会運営員会のみに限っている」、「委員外議員席自体を設けていない」等の何らかのルールを設けている調査結果となった。このようなルールを設けていることから、本市以外の各市では、「委員外議員が発言した事例がそもそもない」、「委員外議員としての発言を希望する事例がほとんどない」というような実態が浮き彫りとなった。このことは、事前に資料を御覧いただいた委員におかれては、既にお気づきの委員もおられることと承知している。それでは、資料４－１を御覧いただきたい。
　※事務局次長が資料４－１の内容を朗読。
【中村委員長】　資料について事務局から説明があった。本市以外の議会と比べて、本市議会の委員外議員の運用は、かなり独特ではないかと感じたところである。本件について意見をお願いしたい。
【青木委員】　委員外議員の発言や出席等々に制限をつけているのが目立っているように感じる。自

民党・新政クラブとしては、委員外議員とは何かという原点に一度帰っていただきたい。同じ会派に委員がいるのであれば、その委員に質問等を委ねていただきたい。また同じ会派に委員がいない会派は、出席している他の会派の委員に質問等をお願いしていただきたい。

【北島委員】　委員外議員の発言の申合せで「極力簡潔に発言する。」と書いてあるが、簡潔の明確な意味が分からない。時間制限については誰が測るのかという部分はあるが、一般質問も３０分という時間制限で行っているので、委員会の質疑に対しても、時間制限を設けてもいいと思う。

【堀口委員】　同じ会派に委員がいる場合も、委員がいない場合も委員外議員が発言することは駄目であると先ほど言われていたが、委員外議員の発言を制限したり通告制にすることは別としても、発言を認めないということではない。また改選のときはどうしてもルールが行き渡らないこともある。委員外議員の発言時間を制限するということもあるが、そうではなくて自主性に任せていき、その中で委員会ごとに委員長が諮って判断をしていけば、特段これまでの方法等を変える必要がないと改めて他市の事例を見て思う。発言をしっかりと保障していくところは本市議会のよい部分だと思うので、このままでよいと思う。

【布瀬委員】　調査結果から委員外議員の発言を許可しているところが多かったと分かった。委員外議員、傍聴議員という分け方をして発言ができる、できないとしているところは、本市議会で導入してもいいのではと思っている。ただ、発言に関して簡潔にすることや時間制限については、必要であれば長い発言になってしまうかもしれないので、そういった意味では今までのルールでよいのではないかと思う。

【石田委員】　１８市中、委員外議員の出席を認めているのが１６市、委員外議員の発言を認めているが１２市、委員外議員の発言回数を制限していないが１４市、委員外議員の発言を通告制にしていないが１３市と、かなり活発にできるような態勢になっていると思う。本市議会は周辺市議会と比べると一般質問をする議員が多く、多くの議員が市民の声を吸い上げており、議論の闊達な議会であるということに誇りを持っている。委員会制を取っているので、委員に主で行っていただき、その中で、ここは言いたいということに関しては簡潔に質疑をしていく。これは信頼で成り立っているので、私は、この間配慮に欠けていたと思っているので、今後しっかりと気をつけていきたい。

【金原委員】　他市議会では、委員外議員の出席自体は認めている部分があったとしても、委員会制や会派制を重んじているという部分で、ほとんど委員外議員の発言がないという調査結果になっていた。委員会の委員長の立場で言うと、委員の発言は制限する必要はないと思うが、委員外議員の発言に関しては、時間制限にすると誰が測るのか等の問題もあるので、進行を考えると回数制限を設けるのがいいのではないかと思う。

【中村委員長】　大きく分けて今までどおりでよいのではないかという意見と、何らかのルールの変更などが必要ではないかという意見であったと思う。委員外議員の発言については今回初めて出てきた話ではなく、これまで何度も話されており、改選期ごとにこういう話をしている。非常に重要な話だと思うので簡単には結論は出ないと思うが、本日の協議はこの辺りとさせていただき、次回の本委員会で引き続き協議したいと思うが、よろしいか。

全　員　了　承

【中村委員長】　もし現在のものよりも何らかの形でルールを変えたほうがよいという方は具体的に提案していただきたい。今までどおりでよいという方は、どうして今までどおりでよいのかをまとめ

てきていただけると議論が深まると思うので、そのようにお願いする。

６　その他

（１）委員会の視察について

【中村委員長】　前回、石田委員から視察について発言があった。突然の提案であったため、当日は「意見として検討したい」とした。本件は従前より、各派代表者会で協議・決定してきたので、各派代表者会で発議していただくこととしたいが、皆さんから何かあるか

全　員　了　承

【中村委員長】　それでは、本件については、各派代表者会で発議してもらうこととする。今後の流れについて、事務局に説明を求める。

【議事係長】　本件については、各派代表者会で扱うとされたので、次回の各派代表者会で、虹の会の会派代表者が改めて提案する流れとなる。委員各位におかれては、会派代表者へその旨をお伝えいただきたい。

【中村委員長】　それでは、そのようにお願いする。

（２）その他

【中村委員長】　ほかに何かあるか。

【井上委員】　１２月４日の総務常任委員会のイスラエル・ガザ戦争の即時停戦と、人道支援に向けた日本政府の一層の外交努力を求める請願書の傍聴者の方の件である。自民党・新政クラブとして、所属議員の身の危険を感じたことがあったので、会派代表者として一言申し上げたい。具体的には、我が会派所属の福本議員の発言が、その傍聴者の方には大変不満だったようで、委員会が終わった後に、会派控室のドアを開けて入ってこようとした。その後、その方の希望を受けて、福本議員が通路に出て対応したが、かなり興奮して、至近距離で大声を上げ続け、私も一部を見ていたが、私自身がまさに身の危険を感じる状況であった。何かあってからでは遅いので、本委員会で事実を共有していただき、何らかの対策を考えていただきたいというお願いである。

【中村委員長】　今、井上委員から発言があったことは、私も一部聞いている。安全面から見過ごせないと言わざるを得ない。他の委員の皆さんにも分かるように、もう少し詳しく説明していただきたい。

【井上委員】　委員会を傍聴するのは市民の権利であるし、市民として議員の発言に不満を感じることも当然あると思うので、そのことをどうこう言う考えは一切ない。だからといって、突然控室のドアを開けようというのは、これまでになかったことだと思う。事務局職員が近くにいなかったら、そのまま入られ何をされていたか分からない。会派代表者として一番心配なのは、今回のことが福本議員にトラウマみたいに残ってしまって、今後、何かを発言しようと思ったときに、迷いを感じてしまったり、ちゅうちょしてしまうかもしれないということである。こういう不安を抱えてしまうこと自体が、言論の自由に対する深刻な事態を発生させていると感じる。何らかの対応をお願いしたい。

【中村委員長】　議員同士は考え方は色々であるが、言論の自由の確保について異論のある方はいないと思う。事務局に確認したいが、この傍聴者の方は、総務常任委員会を傍聴していた段階から、気になる部分があったようなことを聞いているが、どうか。

【事務局次長】　この傍聴者の方は、総務常任委員会の請願の審査時に、委員長に対して挙手して発言を求めるような行動が見られた。その後、委員長の許可なく発言を始めたため、委員長が注意したが発言をやめなかったため委員長が注意したが、発言がやまなかったため、複数の事務局職員が傍聴席まで行き、静粛にしていただくようお願いする状況となった。委員会終了後、他の傍聴者とともに退室されたと思う。
【中村委員長】　説明のとおり、委員会を傍聴していたときから、気になる状況が発生していたことが分かった。そして委員会終了後に、他の傍聴者とともに退室したはずなのに、なぜか自民党・新政クラブの控室の前に移動していた。そもそも会派控室エリアには許可がなければ入れないはずなのに、なぜそこにいたのか。井上委員は分かるか。
【井上委員】　請願の紹介議員が、他の傍聴者の方々と一緒に自分の控室へ案内していたようなので、そのまま会派控室エリアに入ることができたというようなことを聞いている。
【中村委員長】　実際、どうだったのかを事務局に確認したい。
【事務局次長】　ずっと見ていたわけではないので、分かる範囲でということを御容赦いただいた上でお答えしたい。井上委員の指摘のとおり、請願の紹介議員が複数の傍聴者と会派控室エリアに入って行っているような状況があった。その際に、これも記憶になるが、最後尾にいた当該傍聴者の方から事務局職員に対して、福本議員の所属会派を尋ねられたので、自民党・新政クラブである旨を答えたところ、突然御自身で自民党・新政クラブの控室のドアを開ける行動があったため、慌てて職員が引き止めたという状況があった。
【中村委員長】　事務局に確認したいが、最初は福本議員が一人で控室前の通路で対応していて、途中から事務局職員も数人一緒に対応していたと聞いているが、その辺りを他の委員の皆さんにも分かるような形で、説明をお願いしたい。
【事務局次長】　順を追って説明させていただく。まず当該傍聴者の方が自民党・新政クラブの控室のドアを開ける行動があったので事務局職員が引き止めた。それに対して当該傍聴者の方から福本議員に話がしたい旨の申出があったので、事務局職員が福本議員に確認したところ、会うとのことで通路に出てこられた。当該傍聴者と福本議員の話が始まった段階で事務局職員が立ち去ったところ、しばらくして通路方面から男性の大きな声が聞こえてきて異変を感じた。井上議員から「危険を感じる状況なので助けに来てほしい」旨の申入れがあったので、慌てて見に行ったところ、当該傍聴者の方が福本議員の至近距離で大声を上げており、はた目から見てもこのままにしておくのは非常に危険と感じざるを得ない状況だったため、事務局職員数人ですぐにその場に行き、福本議員と当該傍聴者の間に割って入ったものである。
【中村委員長】　事務局に確認したいが、委員会室の近くの壁に「建物の中での禁止事項」のような紙が貼ってあったと思う。乱暴な言葉遣いは駄目とか、そういうことも書いてあったと思うので、説明していただきたい。
【事務局次長】　御指摘の場所も含め市役所の全フロアに「庁舎内での禁止行為について」というものを掲示しており、７項目の内容を記載しているので申し上げる。「暴力や脅迫行為、乱暴な言動をする行為、面会を強要する行為、居座る行為、無断で撮影及び録音をする行為、庁舎内の秩序を乱す行為、公務の遂行を妨げる行為」の７項目を記載し、説明文として「上記のような行為は、公正で円滑な事務事業の執行を著しく妨げるものであり、大和市は厳正に対処します。このような行為があった時は、庁舎からの退去を求めるとともに、警察に通報することがあります。」と掲示している。
【中村委員長】　事務局に確認したい。これまでの状況を聞く限り、この方には乱暴な言動が見られ

たように感じられるし、秩序を乱す行為と言えるようにも感じるが、警察へ通報はしたのか。
【事務局次長】　警察への通報はしていない。いきなり警察に通報するのではなく、まずは、乱暴な言動などの禁止行為をやめていただくようお願いすることから始める。今回は事務局職員で丁寧に繰り返しお願いしたが、時間がかかってしまい福本議員には大変申し訳なかったが、最終的には、なんとか当該傍聴者にはお帰りいただくことができたので、警察への通報までは至らなかった。
【中村委員長】　事務局に確認したいが、もし、そのまま乱暴な言動が収まらなかった場合は、警察に通報することになっていたのか。
【事務局次長】　この件に限定したことではなく、庁舎内での禁止行為が続き、危険性を否定できないような状況に至ってしまった場合には、警察に通報することになる。今のところ議会では例はないと思うが、他の課では通報したことが複数回あると承知している。
【中村委員長】　事務局に確認したい。警察に通報しなくても、もし、議会内に議会開会中だけでも守衛の方が配置されていれば、迅速に対応していただけたと思うし、また、守衛の方が配置されていなくても、防犯カメラが設置されていれば、危険が発生している映像を見て急いで駆けつけてくれたのではないかと思う。また、その場合、録画映像を見て状況を確認することもできるので、今後の予防策なども検討できると思うが、市側に申し入れることはできるか。
【事務局次長】　守衛の配置や防犯カメラの設置に限らず、何かを申し入れる場合は全会一致していただき、議会の総意として申し入れていただく必要がある。ただし、申し入れても相手のあることなので、結果は分からない。
【中村委員長】　その点は理解した。関連して事務局に確認したいが、議員が控室に来客を案内するときに、何かルールのようなものはないのか。現状は、各議員がよいと判断すれば、誰でも立ち入らせることができるということか。
【事務局次長】　現状は指摘のとおりであり、明文化されたルールは定められていない。来客の方の控室への立入りについては、各議員の判断により自由に行われているものであるが、これまで今回のようなことは分かる範囲では発生したことはなかったと承知している。
【井上委員】　これまでなかった危険なことが、今回初めて起きたのに、これからもルールなしで各議員の判断で、誰でも立入りを認め続けていくのは不安であるし心配である。だいぶ年数がたち、御存じない議員の方も増えてきたので、改めて説明するが、そもそも、この傍聴者の方は、以前に本会議を傍聴していたときに、議場の傍聴席で当時の議長の再三にわたる注意を無視して発言を続け、最終的には議長から退場を命じられて、事務局職員に退場させられたことがあったと記憶している。また、それ以外にも、当時、議員だった方とトラブルになり、結果的に当時の会派や事務局まで巻き込んで、長期間にわたり、多くの方々が翻弄されたことを覚えている。今回、私がいろいろと見聞きしている範囲では、この方は、請願の紹介議員と総務常任委員会のときに言葉を交わされていたように聞き及んでいるし、その紹介議員は自分の会派控室に案内しようとしていたように感じている。このような状況や背景で、もし今回、自民党・新政クラブの控室内で万が一のことが起きていたとしても、この議員には何も問題がないということになってしまうのか。誤解のないように申し上げるが、私はこの傍聴者の方の控室への入室を禁止するべきだと言っているのではない。ただ、議員の立場として関係者を控室に案内する以上は、他の会派や事務局職員への最低限の安全確保はお願いしてもいいのではないかと思っているだけである。他の会派の皆さんも、ぜひ当事者目線で一緒に考えていただきたい。
【中村委員長】　少し整理したい。今、井上委員から総務常任委員会の傍聴者の方の件について発言

があった。大きな内容としては、議員の安全確保の問題ということでの発言だったと思う。その中で、おおむね３点問題提起されていたと思う。１つ目は言論の自由の確保についての各会派間の意思統一を図ってほしいということ、２つ目は防犯カメラ設置の市側への申入れについて、３つ目は議員以外の方の会派控室への立入りにおけるルールづくりと議員の責任について、であったと思う。先ほど申し上げたように、本件は、非常に重要な問題だと考えているが、この場で初めて出た提案なので、本日は各会派にお持ち帰りいただいて、次回の本委員会で協議したいと思うが、何かあるか。

【石田委員】　総務常任委員会の終了後に、私が傍聴に来られた方々に、とどめの動議について質問を受けたので説明の場を控室に設けた。その中に当該傍聴者の方は含まれていないので控室には来ていない。控室に連れて行った責任がどうのと言われたが、事実誤認である。今日に関しては、９時から本委員会があると私がアナウンスをしていて、それで来られた方々が何人かいたが、本委員会の前に各派代表者会があったので通路にいてもらうのも申し訳ないという判断で控室に案内したという経緯がある。今回問題があると思われる行為に関して公平に前後関係や背景についても話される必要があると思う。今回のとどめの動議には問題があると批判したが、請願権に照らし合わせて住民訴訟を起こされたら、今回の総務常任委員会での判断が憲法等に反していると判断される可能性はあると私は思う。地方自治法第９９条により、とどめの動議を行ったということだが、これまで外交に関わるような意見書を国に提出している。当該傍聴者の方を一方的に批判し問題のある方と断じてしまうのは、もう少し考える必要があると感じている。許可なく控室に入ることはよくないと思うが、乱暴な言動がどのレベルなのか、例えば「ぶっ飛ばすぞ」など相手を傷つけるような言葉で抗議をされたのか、それとも内容についての話をしていたのか。井上委員は、どういうところが乱暴に感じたのか、どういう内容の話だったのか。

【井上委員】　細かい内容までは聞いていないが至近距離で大きな声を出していたので危険を感じたということである。

【石田委員】　意識せずに声が大きくなってしまうことは、誰しもあることではないか。乱暴な内容と断ずるには、「ぶっ飛ばす」などの暴力を示唆するような言葉が出た場合には、まさに乱暴な内容になると思うが、その方は抑止したら止まる人だと思う。また、無理やり控室に入ろうとしたわけではなく、入っていいか聞くために開けた可能性もあると思う。問題行為と断じるのであれば、明確に乱暴な発言があったことを出す必要があると思う。議員は、市民からのいろいろな意見にさらされるのが一つの仕事であると思っている。ただ、超えてはならない線の線引きが非常に際どい話であると思うので、こういったことも加味した上で、今後の対応等を考えていただきたい。

【中村委員長】　この場で初めて出た提案なので、本日の協議はこの程度にし、次回の本委員会で協議したいと思うが、問題提起されている３点をもう一度確認する。１つ目は言論の自由の確保についての各会派間の意思統一を図ってほしいということ、２つ目は防犯カメラ設置の市側への申入れについて、３つ目は議員以外の方の会派控室への立入りにおけるルールづくりと議員の責任について、以上について各会派にお持ち帰りいただきたい。

全　員　了　承

【中村委員長】　それでは、そのようにお願いする。

ほかに何かあるか。

【堀口委員】　本会議初日の議案質疑について確認したい。質疑では意見を述べることができなかっ

たと思うが、事務局に確認したい。
【議事係長】　会議規則第５４条第３項に「議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。」と規定がある。
【堀口委員】　本会議初日に２人の議員から議案に対して質疑があったが、一方の議員は１回目の登壇で質疑をして終わったが、もう一方の議員が１回目の質疑の後に２回目の登壇をして意見を言われていたと思う。これまでの間に再三質疑で意見を言ってはいけないとその議員に対して指摘していたのに、当の本人が意見を言われたのでどうなのかと思い発言した。会議規則で質疑の中では意見が言えないということだが、意見を述べることも私は大事なことだと思う。なぜ、質疑をしたのかも踏まえて、意見も言えるように話合いをしていくほうがいいと思う。議員間の不公平を感じたのでただしていければいいと思う。
【中村委員長】　私のことだと思う。私としては質疑に対しての答弁が若干分かりにくかったので、それをまとめたつもりであったが、意見ではないかと言われてしまえばそうかもしれない。指摘を受けること自体が大変申し訳ないことだと思うので、おわび申し上げたい。
【石田委員】　一般質問に関しては意見を言って終わることができる一方で、質疑に関しては言いっぱなしで終わってしまう。どういうふうに受け止めて、その上でこうしてほしいと言えるほうが議会の機能としてはよいと思う。私は今回の中村委員長の発言に関してあまり問題意識を持たなかった。
【事務局長】　質疑と質問の言葉の意味であるが、質疑は、言葉のとおり、「疑をただす」という意味で会議規則上も規定されて運用されている。これは先ほどの自己の意見を述べることができないということになっている。質問は「問いただす」という意味で意見要望も含めて提案事項なども大きく含んでいる。言葉の意味がそもそも違うことから、現状ではすみ分けをしているということである。
【中村委員長】　一般質問について、以前は皆さんが登壇するときに議長からは「質問を許します」と発言していたが、最近は、「発言を許します」と発言している。質問が許されて登壇しているのに、最後の登壇は質問しないのはおかしいので改めた経緯がある。質疑に関しては意見が言えない規則であるにも関わらず、本委員会の委員長でありながら私自身が指摘を受けたことは大変申し訳ない。おわびするとともに今後は気をつけたい。
【石田委員】　今後、議会改革を考えていく上では、この辺のことに関しても、より闊達な議会運営に進むようにしていただきたい。
【中村委員長】　ほかになければこれで閉会する。

午前１１時４９分　閉会